

## 富士市健康づくりデイトレーニング事業 仕様

項目		内容
対象者		事業対象者 要支援1 要支援2
内容		日常動作訓練(機能訓練)、運動器の効果測定(初回及び6か月に1回)など
担当者会議		必要時
モニタリング(電話かけ含む)		必要時
評価		6か月ごと
開所曜日		自由 週2回以上 (ただし事前に届け出ること)
利用時間		1時間30分以上 開始終了時刻は自由 (ただし事前に届け出ること)
利用可能日		事業対象者・要支援1:1回/週以内 事業対象者・要支援2:2回/週以内 ※利用する曜日は自由(ただしプランに位置づけること)
人員	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 専従1(支障がない場合、他の職務または同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)</li> <li>・従事者 (～15人) 専従1以上 (16人～) 利用者1人に専従0.1以上</li> </ul>
	資格	指定なし、市主催研修を受講すること ただし従事者に機能訓練指導員、健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員または高齢者体力づくり支援士等を配置しない場合、日常動作訓練(機能訓練)やその評価について理解していること(厚生労働省「介護予防マニュアル」ならびに「運動器の機能向上マニュアル(改定版)平成21年3月」を理解していること)
設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・機能訓練に資する設備・備品</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>
運営		<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li style="width: 50%;">・重要事項等の説明</li> <li style="width: 50%;">・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li style="width: 50%;">・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li style="width: 50%;">・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li style="width: 50%;">・事故発生時の対応</li> </ul>
実施方式		委託(毎年4月1日に業務委託契約を行います)
支払		市
1月当たりの費用額	事業対象者支援1	2,400円(送迎なし)又は2,600円(送迎あり)×利用回数 ※市から口座振込にてお支払いとなります ※送迎の設定は必須ではありません
	事業対象者支援2	
1月当たりの利用者負担	事業対象者支援1	(負担割合1割250円・2割500円・3割750円)×利用回数 ※利用者負担金につきましては、事業所様が利用者から受け取っていただき、市へ納付いただきます(納付書)
	事業対象者支援2	
加算		無
その他		一体的実施可(生きがいデイサービスとの一体的実施不可) ※定員は介護予防通所介護相当等のサービスの基準で必要な面積を引いた余剰分の面積に対応し、且つ、健康づくりデイサービスの基準を満たす定員まで ※利用者を混在してサービスを提供することは不可(利用者の区分けを明確にする等配慮が必要です)